

# 都城市若者定住宅地分譲募集要項

## 1 事業の目的

都城市では、活力とうるおいにみちた住みよいまちづくりを目指して、市の人口増を図り、地域の活性化と若者定住化の促進のために、宅地分譲を行うことを目的とする。

## 2 対象物件等

### 江平地区宅地分譲地

区画	所在地	面積 (㎡)	価格 (円)
区画 3	高崎町江平 2329 番 11、20	467.49	1,410,000
区画 4	高崎町江平 2329 番 12	467.20	1,410,000
区画 6	高崎町江平 2329 番 16	538.42	1,548,000
区画 7	高崎町江平 2329 番 17	526.61	1,590,000

### 笛水地区宅地分譲地

区画	所在地	面積 (㎡)	価格 (円)
区画 1	高崎町笛水 1261 番 9	550.46	996,000
区画 2	高崎町笛水 1261 番 13	491.50	888,000
区画 4	高崎町笛水 1261 番 15	497.24	900,000
区画 5	高崎町笛水 1261 番 16	508.38	924,000

## 3 申込（先着順）

### (1) 申込資格

- ・市に永住を希望する者。
- ・18歳以上であること。
- ・家族構成人員が2名以上であること。
- ・契約者及び家族構成人員に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団関係者又は暴力団関係者と密接な関係を有するものがないこと。

### (2) 申込方法

- ・(3)の必要書類を高崎総合支所地域生活課に提出してください。
- ・郵送の場合は、配達記録や書留など確実に届く方法で送付してください。

(3) 必要書類（すべて各 1 部）

- ・ 都城市有宅地分譲申込書
- ・ 誓約書兼同意書
- ・ 住民票謄本
- ・ 所得証明書または源泉徴収票の写し
- ・ 印鑑登録証明書

※提出された書類は、返却できません。

#### 4 分譲条件

- (1) 譲渡契約の締結の日から 3 年以内に、自己の用に供する一戸建て専用住宅又は店舗付き住宅（条件有）の建築を完了し、自ら居住すること。
- (2) 住宅を建築するに当たっては、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）等の住宅建築に関する法律並びに市長が分譲宅地の経営維持上必要と認めた事項及び指示に従うこと。
- (3) 分譲宅地付近の環境を阻害し、又は公害が発生する行為をしないこと。

#### 5 譲渡契約

(1) 契約書の作成

- ・ 分譲決定後、契約書を 2 部お渡しします。
- ・ 2 部とも住所、氏名を記入し、押印したものを 1 週間以内に提出してください。
- ・ 1 部は収入印紙を貼り付けて、消印してください。
- ・ 印紙税額は、契約金額により異なりますので御確認ください。

(2) 契約保証金

契約者は、分譲代金の 5 分の 1 に相当する額を契約時に納付していただきます。

(3) 分譲代金

「2 対象物件等」のとおり。消費税及び地方消費税は不要。

(4) 売買代金の納付

契約者は、分譲代金から契約保証金を差し引いた金額を、契約締結の日から 5 年の無利子均等の月払又は一括払にて納付しなければなりません。

#### (5) 転売の禁止等

契約者は、譲渡契約の締結した日から10年間は、次のことをしてはいけません。

- ・分譲宅地又はその分譲宅地に建築された住宅等建物の所有権を第三者に譲渡すること。
- ・分譲宅地又はその分譲宅地に建築された住宅等建物に抵当権、地上権、賃借権その他使用及び収益を目的とする権利を設定すること。

#### (6) 契約の解除

次の場合、市は分譲契約を解除することができます。

なお、分譲契約を解除した場合、契約保証金は返還しません。

- ・契約者から契約解除の申し出があったとき。
- ・分割による支払が1年間滞ったとき。
- ・契約から3年経過しても住宅建築が完了されていないとき。
- ・上記「(5) 転売の禁止等」に違反したとき。
- ・そのほか、譲渡契約の定めに違反し、又は履行しないとき。

## 6 スケジュール

申込→分譲決定→契約→宅地引渡し→分譲代金納付→所有権移転登記

## 7 その他

### (1) 所有権移転登記

分譲代金完納後、市が登記を行います。登記に必要な登録免許税(収入印紙)は、契約者の負担となります。契約時に提出ください。

### (2) 使用収益の禁止

契約者は、所有権移転登記完了まで購入物件を使用及び収益することができません。

## 8 問合せ先

〒889-4592

宮崎県都城市高崎町大牟田1150番地1

都城市高崎総合支所 地域生活課 総務担当

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで

直通電話 0986-62-1111

ファックス 0986-62-4242

Eメール tz-tiiki@city.miyakonojo.miyazaki.jp